

ID: 1024

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	特例認定の取消し		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の3第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第8条の2の3 6 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 (1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。 (2) 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたとき。 (3) 第1項第3号に該当しなくなつたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日